

○黒石市給水条例

平成9年12月17日

条例第56号

改正 平成12年3月21日条例第2号

平成12年12月15日条例第34号

平成15年3月18日条例第17号

平成26年3月19日条例第42号

令和元年6月29日条例第1号

令和元年12月20日条例第17号

令和元年12月20日条例第18号

(題名改称)

令和3年3月19日条例第18号

令和3年12月15日条例第43号

令和5年6月27日条例第28号

黒石市上水道事業給水条例(昭和36年黒石市条例第14号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第11条)

第3章 給水(第12条—第21条)

第4章 料金、加入金及び手数料(第22条—第33条)

第5章 管理(第34条—第38条)

第6章 貯水槽水道(第39条・第40条)

第7章 補則(第41条—第43条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、水道事業についての料金等、給水装置の工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(令元条例17・令3条例43・一部改正)

(給水区域)

第2条 水道事業の給水区域は、黒石市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年黒石市条例第5号)第2条第3項に定める区域とする。

(令元条例17・令3条例43・一部改正)

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(令元条例17・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第42条第1号において同じ。)し、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みにより、市長が必要と認めたときは、民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書又は利害関係人の承諾書の提出を求めることができる。

(平12条例34・令元条例17・令5条例28・一部改正)

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(令元条例17・一部改正)

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。

(令5条例28・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施行する給水装置の工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計により算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(令元条例17・一部改正)

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(令元条例17・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度、予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、

この限りでない。

(令元条例17・一部改正)

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置の止水栓は、市長が命じた者でなければ開閉することができない。

(令5条例28・一部改正)

第14条及び第15条 削除

(令5条例28)

(メーターの設置)

第16条 水道の利用者が水道の供給を受ける量(以下「使用水量」という。)は、メーターにより計量する。ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

3 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

(令5条例28・一部改正)

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、市長が給水装置に設置して、水道の利用者又は給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与し、保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(令元条例17・令5条例28・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ

め市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止し、又は廃止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者又は給水装置の所有者に変更があったとき。
- (2) 消防用として水道を使用したとき。

(令5条例28・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(令元条例17・一部改正)

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が特に認めたときは、徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の徴収)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第23条 料金は、別表第1に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平26条例42・令元条例1・令元条例17・令3条例43・一部改正)

(料金の算定)

第24条 料金は、毎月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、前月の定例日の検針後から当月の定例日の検針までの期間（検針によらない場合は、前月の定例日の翌日から当月の定例日までとする。以下これらを「料金算定期間」という。）の使用水量を当月の定例日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。

- (1) 水道の使用を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 第36条の規定により給水を停止したとき。
- (3) 前2号のほか、やむを得ない理由があると認めたとき。

(令元条例17・令5条例28・一部改正)

(使用水量及び用途の認定)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、メーターの検針によらず、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 2種以上の用途に水道を使用する場合で、その使用水量を区分する必要

があると認めるとき。

(3) 積雪等により検針ができないときから当該事由が消滅したときまでの期間

(4) 使用水量が不明のとき。

2 前項の規定による認定は、使用者の使用状況を考慮して、規則で定めるところにより認定する。

3 市長は、水道使用者等が、第20条第1項の規定により善良な管理者の注意をもって給水装置を管理していたにもかかわらず漏水した場合には、規則で定めるところにより、その使用水量を軽減して認定することができる。

(令元条例17・令5条例28・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第26条 料金算定期間の中途において水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は第36条の規定により給水を停止したときの基本料金は、1月分とみなして算定する。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 料金算定期間の中途においてメーターの口径又は用途を変更したときの料金の算定は、当該期間中、変更後の日数が多いとき又は変更前及び変更後の日数が等しいときは、別表第1の変更後のメーターの口径又は用途が該当する料金を適用する。

3 前条第1項第3号の規定により認定した使用水量で算定した料金は、当該認定期間の使用水量を各月均等とみなし、当該事由が消滅した日の属する月の翌月までに、規則で定めるところにより精算するものとする。

4 水道の使用の中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合であっても、料金を徴収する。

(令元条例17・令5条例28・一部改正)

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。

- 2 第24条第2項の規定により定例日以外の日にはメーターの検針を行ったときの料金は、その都度、徴収することができる。

(令元条例17・一部改正、令5条例28・旧第28条繰上・一部改正)

(料金の還付等)

第28条 料金納付後の当該料金又は第26条第3項の規定による精算前の料金に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。

- 2 市長は、納付者から申出があったときは、還付すべき額を次回以降徴収の料金に充当することができる。

(令5条例28・追加)

(加入金)

第29条 給水装置を新設し、又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条及び次条において同じ。)する者から、別表第2に掲げる金額に100分の110を乗じて得た額を水道加入金(以下「加入金」という。)として徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に應ずる加入金の額と旧口径に應ずる加入金の額との差額とする。

- 2 加入金は、第5条第1項の規定による申込みの際、当該申込者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。

- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(平26条例42・令元条例1・令元条例17・令3条例43・令5条例28・一部改正)

(受水槽がある場合の加入金の額の算定)

第30条 階数が2以上ある建築物、集合住宅、住宅団地等で受水槽がある場合の加入金の額は、当該受水槽以下の装置にメーターの設置がある場合は当該メーターの口径により、当該メーターの設置がない場合は各戸(箇所)の

引込管の口径をメーターの口径とみなし、各戸（箇所）ごとに計算した加入金の額の合計額と受水槽以前の給水装置に取り付けられてあるメーターに対応する加入金の額とを比較し、そのいずれか多い方の額とする。

（令元条例 17・一部改正）

（督促及び督促手数料）

第 30 条の 2 市長は、料金又は加入金が納期限までに納入されないときは、納期限後 20 日以内に督促状を発するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

3 第 1 項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として 1 通につき 100 円を徴収する。ただし、同時に下水道使用料又は農業集落排水処理施設使用料を督促し、当該手数料を徴収した場合は、この限りでない。

（令 5 条例 28・追加・一部改正）

（遅延損害金）

第 30 条の 3 市長は、前条第 1 項の規定により督促を受けた者が、同条の規定により指定された期限までに料金又は加入金を納入しないときは、当該期限の翌日から納入の日までの期間日数に応じ、督促した金額に民法第 404 条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。

2 遅延損害金の基礎となる額が、2,000 円未満であるときはその全額を切り捨て、2,000 円以上で 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

3 遅延損害金が、1,000 円未満であるときはその全額を切り捨て、1,000 円以上で 100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

（令 5 条例 28・追加）

（料金等の減免）

第31条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料又は遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

(令元条例17・令5条例28・一部改正)

(加入金の減免)

第32条 市長は、特別の理由があると認めるときは、加入金を減額し、又は免除することができる。

(令5条例28・一部改正)

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を申込みの際、申込者から徴収する。

(1) 第7条第2項の規定による設計審査の手数料

給水管口径	手数料の額（1件につき）
25ミリメートル以下	1,000円
25ミリメートルを超え50ミリメートルまで	3,000円
75ミリメートル以上	4,500円

(2) 第7条第2項の規定による工事検査の手数料

給水管口径	手数料の額（1件につき）
25ミリメートル以下	2,000円
25ミリメートルを超え50ミリメートルまで	4,000円
75ミリメートル以上	5,500円

(3) 指定給水装置工事事業者の指定申請手数料 1件につき1万円

(4) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1件につき1万円

(5) 料金の納付その他の証明書の発行手数料 1件につき300円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 特に検査に費用を要したときは、申込者の負担とする。

(令元条例18・令5条例28・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平12条例34・令元条例18・一部改正)

(給水の停止)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第29条の加入金を指定期限内に納付しないとき。
- (2) 正当な理由なしに第24条の使用水量の計量若しくは第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水停止の範囲)

第37条 前条の規定による給水の停止は、2か所以上の給水装置を使用する者に対し、その者の使用する他の給水装置全部に及ぶものとする。

(給水装置の切離し)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認められたとき。

第6章 貯水槽水道

(平15条例17・追加)

(市の責務)

第39条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平15条例17・追加、令元条例17・旧第41条繰上)

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(平15条例17・追加、令元条例17・旧第42条繰上)

第7章 補則

(平15条例17・旧第6章繰下)

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平15条例17・旧第41条繰下、令元条例17・旧第43条繰上)

(過料)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の承認を受けずに給水装置を新設し、改造し、修繕し、若しくは撤去した者又はその工事の依頼者及び施行者
- (2) 正当な理由なしに、第7条の工事の施行、第16条第2項若しくは第3項のメーターの設置、第24条のメーターの検針、第34条の検査若しくは第35条及び第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第18条の届出の義務を怠った者
- (4) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (5) 第13条第2項の規定によらず止水栓を開閉し、又は私設消火栓の封印を拒み、若しくは破棄した者
- (6) 第23条の料金又は第33条の手数料を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(令元条例17・追加、令5条例28・一部改正)

(料金等を免れた者に対する過料)

第43条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(令元条例17・追加、令5条例28・一部改正)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月15日条例第34号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第17号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第23条の規定は、平成26年5月分として徴収する料金から適用し、同年4月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第39条の規定は、この条例の施行日以後の行為から適用し、施行日以前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月29日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（黒石市上水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第28条の規定による改正後の黒石市上水道事業給水条例第23条の規定は、令和元年11月分として徴収する料金から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(黒石市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 施行日の前日までに第4条の規定による廃止前の黒石市簡易水道事業給水条例(以下「廃止前の簡易水道事業給水条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第3条の規定による改正後の黒石市給水条例(以下「改正後の給水条例」という。)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 廃止前の簡易水道事業給水条例の規定により課した、又は課すべきであった水道料金、工事費その他の費用の取扱いについては、なお従前の例による。
- 6 施行日の前日までに廃止前の簡易水道事業給水条例の規定により給水契約の承認を受けた者に係る水道料金については、令和2年5月分として徴収する水道料金から改正後の給水条例の規定を適用し、同年4月分までの水道料金については、なお従前の例による。
- 7 施行日の前日までにした廃止前の簡易水道事業給水条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月20日条例第18号)

この条例は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和3年5月分として徴収する水道料金から適用し、同年4月分までの水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年12月15日条例第43号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(黒石市給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日までに第2条の規定による改正前の黒石市給水条例（以下この条において「旧条例」という。）第1条に規定する簡易水道事業（以下この条において「旧簡易水道事業」という。）について旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の黒石市給水条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 施行日前に旧簡易水道事業について旧条例の規定により課した、又は課すべきであった水道料金、工事費その他の費用の取扱いについては、なお従前の例による。

3 旧条例第2条に規定する給水区域のうち簡易水道事業区域である袋地区及び大川原地区の水道の利用者（次項において「旧簡易水道区域の水道利用者」という。）に係る水道料金については、令和4年5月分として徴収する水道料金から新条例の規定を適用し、同年4月までの分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、令和4年5月から令和8年4月までの分として徴収する旧簡易水道区域の水道利用者に係る水道料金の算定については、新条例第23条中「別表第1」とあるのは、令和4年5月から令和6年4月までの分として徴収する水道料金にあつては「附則別表第1」と、同年5月から令和8年4月までの分として徴収する水道料金にあつては「附則別表第2」とする。

5 施行日の前日までにした旧簡易水道事業に係る旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表第1（附則第3条関係）

種別・用途・口径	料金区分	基本料金 (1か月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
----------	------	------------------	----------------------

一般用	13ミリメートル	980円	110円
	20ミリメートル	1,870円	
	25ミリメートル	2,680円	
	30ミリメートル	4,260円	
	40ミリメートル	7,290円	
	50ミリメートル	18,220円	
	75ミリメートル	36,430円	
	100ミリメートル	60,720円	
浴場用	一般用と同じ		
プール用			

附則別表第2（附則第3条関係）

種別・用途・口径		料金区分	基本料金 (1か月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
				第1段	第2段
一般用	13ミリメートル		980円	10立方メートルまで 110円分	10立方メートルを超える 180円
	20ミリメートル		1,870円		
	25ミリメートル		2,680円	220円	
	30ミリメートル		4,260円		
	40ミリメートル		7,290円		
	50ミリメートル		18,220円		
	75ミリメートル		36,430円		
	100ミリメートル		60,720円		
浴場用	一般用と同じ		180円		
プール用			220円		

附 則（令和5年6月27日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第7条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の黒石市給水条例及び第7条の規定による改正後の黒石市温泉供給事業条例の規定は、令和5年9月分として請求する水道料金及び温泉使用料に係る督促から適用し、同年10月1日前にした督促については、なお従前の例による。

別表第1（第23条関係）

（令元条例17・一部改正・旧別表第2繰上、令3条例18・一部改正）

種別・用途・口径	料金区分	基本料金 (1か月につき)	従量料金（1立方メートルにつき）		
			第1段	第2段	第3段
一般用	13ミリメートル	980円	10立方メートルまで 10円	10立方メートルを超え30立方メートルまで 220円	30立方メートルを超える分 30円
	20ミリメートル	1,870円			
	25ミリメートル	2,680円	50立方メートルまで 30円	50立方メートルを超える分 380円	
	30ミリメートル	4,260円			
	40ミリメートル	7,290円			
	50ミリメートル	18,220円			
	75ミリメートル	36,430円			
100ミリメートル	60,720円				

ル		
浴場用	一般用と同じ	1立方メートルにつき 220円
プール用		1立方メートルにつき 330円

別表第2（第29条関係）

（令3条例43・旧別表第3繰上）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	200,000円
30ミリメートル	300,000円
40ミリメートル	500,000円
50ミリメートル	800,000円
75ミリメートル	1,500,000円
100ミリメートル	2,500,000円